

(様式 -1)

令和5年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

新頁	旧	新
表紙	<p style="text-align: center;">令和 <u>4</u> 年度</p> <p style="text-align: center;">静岡県水防計画書</p> <p style="text-align: center;">静岡県</p>	<p>表紙</p> <p style="text-align: center;">令和 <u>5</u> 年度</p> <p style="text-align: center;">静岡県水防計画書(案)</p> <p style="text-align: center;">静岡県</p>

新頁	旧	新																						
<p>53 第10章 第2節 洪水予報</p> <p>静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p>	<p>(6) 洪水予報の通知</p> <p>表 .10-44 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の通知</p> <table border="1" data-bbox="400 415 1439 520"> <tr> <th>水系名</th> <th>発報担当者</th> <th>受報担当者</th> <th>連絡方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">太田川水系</td> <td>袋井土木事務所長</td> <td>河川砂防局長</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台長</td> <td>危機対策課長</td> <td>防災情報提供システム</td> </tr> </table> <p>発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事(土木事務所長)及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。</p> <p>(7) 洪水予報連絡系統図</p> <p>洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。</p> <p>図 .10-8 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図</p>	水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム	<p>太田川原野谷川治水水防組合の解散</p> <p>太田川原野谷川治水水防組合の削除 各市町水防管理者の追加</p> <p>(6) 洪水予報の通知</p> <p>表 .10-44 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の通知</p> <table border="1" data-bbox="1691 415 2730 520"> <tr> <th>水系名</th> <th>発報担当者</th> <th>受報担当者</th> <th>連絡方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">太田川水系</td> <td>袋井土木事務所長</td> <td>河川砂防局長</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台長</td> <td>危機対策課長</td> <td>防災情報提供システム</td> </tr> </table> <p>発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事(土木事務所長)及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。</p> <p>(7) 洪水予報連絡系統図</p> <p>洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。</p> <p>図 .10-8 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図</p>	水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム
水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法																					
太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話																					
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム																					
水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法																					
太田川水系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加入電話																					
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム																					

新頁	旧	新
<p>83 第 11 章 第 2 節 水防警報 静岡県知事が行う水防警報とその措置</p>	<p>図. 11-16 太田川水防警報連絡系統図</p> <p>・ 太田川水防警報連絡系統図 (支川原野谷川を含む) 水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。</p> <p>削除</p> <p>図. 11-17 都田川水防警報連絡系統図</p> <p>・ 都田川 (支川井伊谷川を含む) 水防警報連絡系統図 水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。</p> <p>(6) 水防警報の伝達用紙 水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 7 (P. 187)、津波の場合は様式 8 (P. 188) を使用する。</p>	<p>【太田川原野谷川治水水防組合の解散】 太田川原野谷川治水水防組合の削除 各市町水防管理者の追加</p> <p>・ 太田川水防警報連絡系統図 (支川原野谷川を含む) 水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。</p> <p>追加</p> <p>図. 11-16 太田川水防警報連絡系統図</p> <p>・ 都田川 (支川井伊谷川を含む) 水防警報連絡系統図 水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。</p> <p>図. 11-17 都田川水防警報連絡系統図</p> <p>(6) 水防警報の伝達用紙 水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 7 (P. 187)、津波の場合は様式 8 (P. 188) を使用する。</p>

新頁

旧

新

114 第 12 章 第 2 節 水位周知河川における水位到達情報 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

・袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図
水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市への連絡は連絡対象河川のみとする。

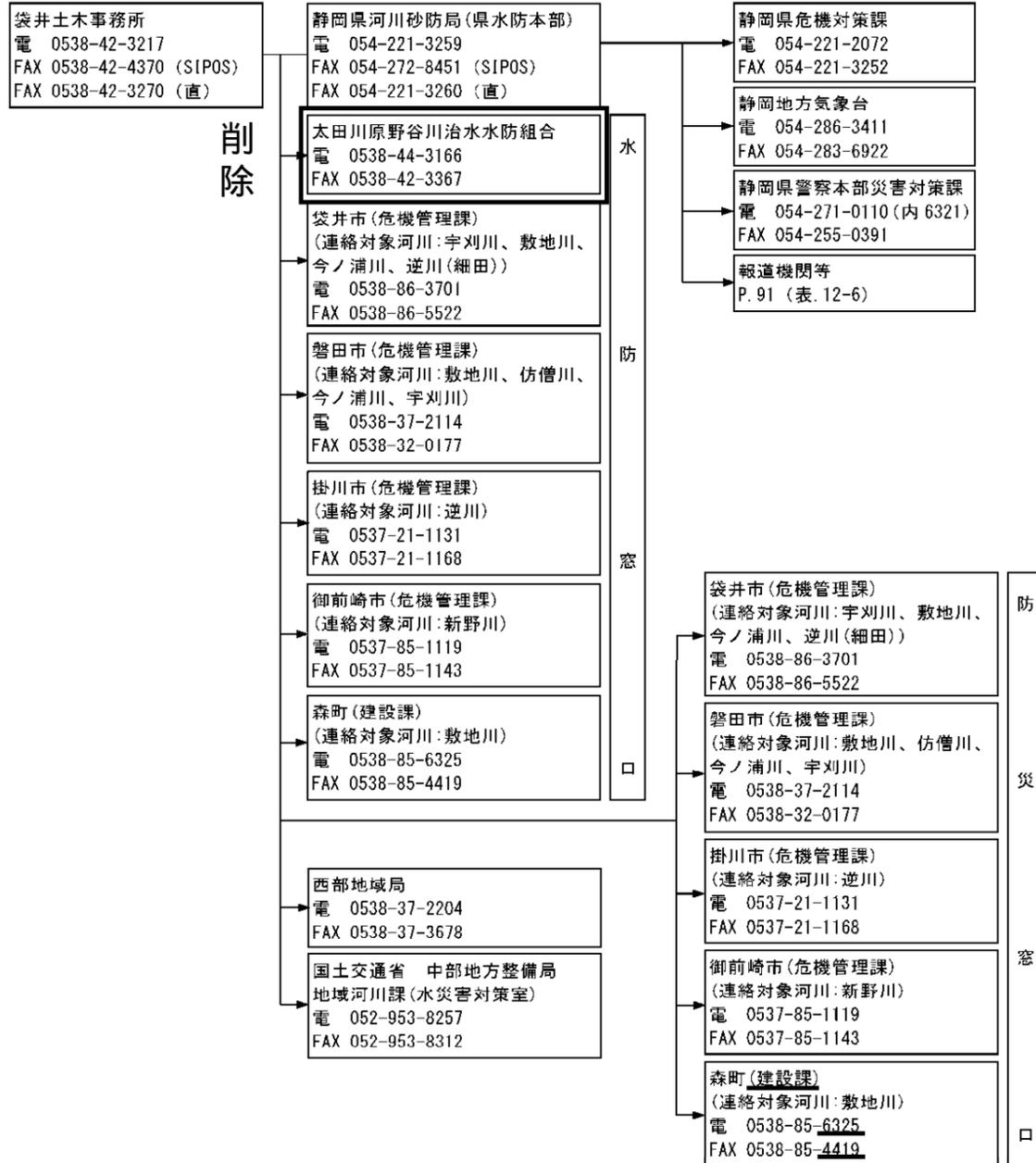


図. 12-11 袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

太田川原野谷川治水水防組合の解散
太田川原野谷川治水水防組合の削除

・袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図
水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市への連絡は連絡対象河川のみとする。

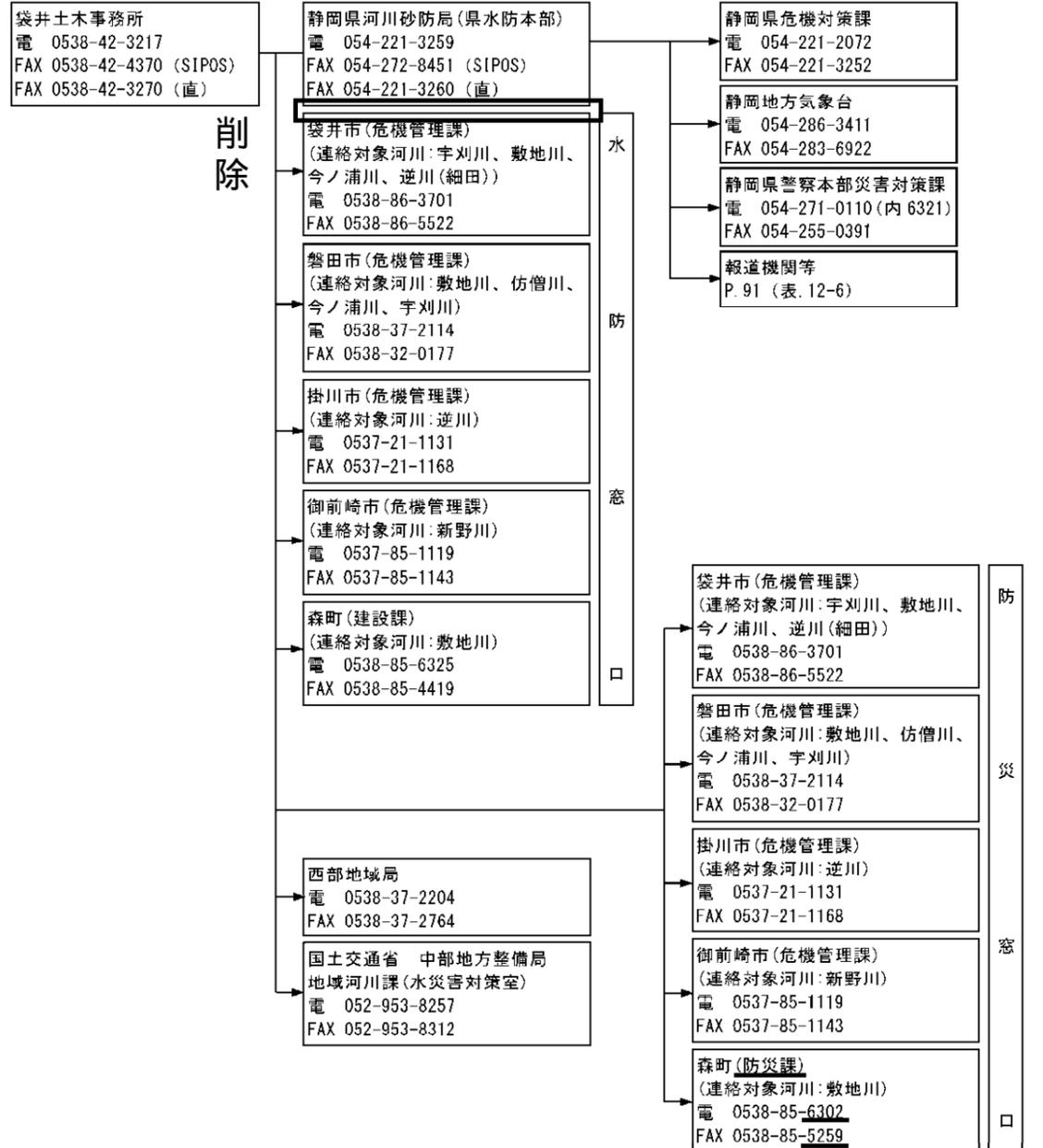


図. 12-11 袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

新頁	旧	新																																																						
<p>139 第 18 章 第 2 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p>	<p>第 2 節 津波対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域の指定</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用 (https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/tsunamisagaikaikeikaikiki.html)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。</p> <p>津波災害警戒区域の指定状況は、表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表のとおりである。 表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表 (令和 2 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="448 835 1397 1161"> <thead> <tr> <th>水防区名</th> <th>津波災害警戒区域指定市町</th> <th>津波災害特別警戒区域指定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下田</td> <td>下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>熱海</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>沼津</td> <td>伊豆市</td> <td>伊豆市</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>島田</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>袋井</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜松</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 津波浸水想定図</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表 (http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html) している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。</p> <p>(3) 市町村地域防災計画の拡充</p> <p>市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を 	水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町	下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	-	熱海	-	-	沼津	伊豆市	伊豆市	富士	-	-	静岡	-	-	島田	-	-	袋井	-	-	浜松	-	-	<p>津波災害警戒区域の追加 熱海市・伊東市・沼津市・富士市・御前崎市・湖西市を新たに指定</p> <p>第 2 節 津波対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域の指定</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用 (https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。</p> <p>津波災害警戒区域の指定状況は、表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表のとおりである。 表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表 (令和 5 年 3 月 16 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1739 835 2689 1161"> <thead> <tr> <th>水防区名</th> <th>津波災害警戒区域指定市町</th> <th>津波災害特別警戒区域指定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下田</td> <td>下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>熱海</td> <td>熱海市・伊東市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>沼津</td> <td>沼津市・伊豆市</td> <td>伊豆市</td> </tr> <tr> <td>富士</td> <td>富士市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>島田</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>袋井</td> <td>御前崎市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜松</td> <td>湖西市</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 津波浸水想定図</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表 (https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html) している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。</p> <p>(3) 市町村地域防災計画の拡充</p> <p>市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 	水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町	下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	-	熱海	熱海市・伊東市	-	沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市	富士	富士市	-	静岡	-	-	島田	-	-	袋井	御前崎市	-	浜松	湖西市	-
水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町																																																						
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	-																																																						
熱海	-	-																																																						
沼津	伊豆市	伊豆市																																																						
富士	-	-																																																						
静岡	-	-																																																						
島田	-	-																																																						
袋井	-	-																																																						
浜松	-	-																																																						
水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町																																																						
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	-																																																						
熱海	熱海市・伊東市	-																																																						
沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市																																																						
富士	富士市	-																																																						
静岡	-	-																																																						
島田	-	-																																																						
袋井	御前崎市	-																																																						
浜松	湖西市	-																																																						

・本文における、組織名称及び電話番号等、その他の軽微な変更は省略。(3月 1日時点における新旧対照表としています。承認後、組織改編等の軽微な変更があった場合には、事務局で更新作業を行います。)

新頁	旧										新									
205 第 1 表 水防管理団体数並びに出動可能人員	資料編										〔太田川原野谷川治水水防組合の解散 太田川原野谷川治水水防組合の削除 各市町水防管理団体の表記の整理〕									
	表 .1-8 水防管理団体数並びに出動可能人員 (袋井水防区)										表 .1-8 水防管理団体数並びに出動可能人員 (袋井水防区)									
	郡市	指定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団 団 体 現 員		水防区域	河川・海岸等 区 分 延 長 m		主 要 河川・海岸		郡市	指定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団 団 体 現 員		水防区域	河川・海岸等 区 分 延 長 m		主 要 河川・海岸	
	磐田市	指	磐 田 市	磐 田 市 消 防 団	人 968 (417)	磐 田 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	25,235 6,600 9,848	天 竜 川 竜 洋 海 岸		磐田市	指	磐 田 市	磐 田 市 消 防 団	人 968	磐 田 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	25,235 70,740 9,848	天 竜 川 太 田 川 竜 洋 海 岸	
	袋井市	"	袋 井 市	袋 井 市 消 防 団	536 (432)	袋 井 市 全 域	2 級河川 海 岸	4,410 5,385	弁 財 天 川 前 川		袋井市	"	袋 井 市	袋 井 市 消 防 団	536	袋 井 市 全 域	2 級河川 海 岸	57,620 5,385	太 田 川 弁 財 天 川 浅 羽 海 岸	
	掛川市	"	掛 川 市	掛 川 市 消 防 団	803 (486)	掛 川 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	44,220 33,960 9,467	菊 川 弁 財 天 川 下 小 笠 川 上 小 笠 川		掛川市	"	掛 川 市	掛 川 市 消 防 団	803	掛 川 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	44,220 123,970 9,467	菊 川 原 野 谷 川 大 須 賀 海 岸	
	菊川市	"	菊 川 市	菊 川 市 消 防 団	305	菊 川 市 全 域	1 級河川	73,501	菊 川 小 笠 高 橋 川		菊川市	"	菊 川 市	菊 川 市 消 防 団	305	菊 川 市 全 域	1 級河川	73,501	菊 川 小 笠 高 橋 川	
	御前崎市	"	御前崎市	御前崎市 消 防 団	304	御前崎市 全 域	2 級河川 海 岸	35,380 20,836	新 野 川 箆 川 御 前 崎 海 岸		御前崎市	"	御前崎市	御前崎市 消 防 団	304	御前崎市 全 域	2 級河川 海 岸	35,380 20,836	新 野 川 箆 川 御 前 崎 海 岸	
	(袋井市)	"	太 田 川 原 野 谷 川 治 水 水 防 組 合	消 防 団	1,724 森 町 (389)	森 町 全 域 掛 川 市 磐 田 市 袋 井 市 一 部	2 級河川	285,710	太 田 川 原 野 谷 川		森 町	"	森 町	森 町 消 防 団	338	森 全 域	2 級河川	65,110	太 田 川	
	計	指 定 非 指 定	6 -	消 防 団 6	3,305		1 級河川 2 級河川 海 岸	142,956 366,060 45,536			計	指 定 非 指 定	6 -	消 防 団 6	3,254		1 級河川 2 級河川 海 岸	142,956 352,820 45,536		
()は水防組合に計上の人員																				
表 .1-9 水防管理団体数並びに出動可能人員 (浜松水防区)										表 .1-9 水防管理団体数並びに出動可能人員 (浜松水防区)										
郡市	指定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団 団 体 現 員		水防区域	河川・海岸等 区 分 延 長 m		主 要 河川・海岸		郡市	指定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団 団 体 現 員		水防区域	河川・海岸等 区 分 延 長 m		主 要 河川・海岸		
浜松市	指	浜 松 市	浜 松 市 水 防 団 消 防 団	人 761 2,416	浜 松 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	385,470 191,150 17,481	天 竜 川・水 窪 川 都 田 川・馬 込 川 浜 松 海 岸		浜松市	指	浜 松 市	浜 松 市 水 防 団 消 防 団	人 757 2,262	浜 松 市 全 域	1 級河川 2 級河川 海 岸	385,470 191,150 17,481	天 竜 川・水 窪 川 都 田 川・馬 込 川 浜 松 海 岸		
湖西市	"	湖 西 市	湖 西 市 消 防 団	376	湖 西 市 全 域	2 級河川 海 岸	18,770 10,188	梅 田 川 境 川 新 居 海 岸		湖西市	"	湖 西 市	湖 西 市 消 防 団	364	湖 西 市 全 域	2 級河川 海 岸	18,770 10,188	梅 田 川 境 川 新 居 海 岸		
計	指 定 非 指 定	2 -	消 防 団 水 防 団	2 1		1 級河川 2 級河川 海 岸	385,470 209,920 27,669			計	指 定 非 指 定	2 -	消 防 団 水 防 団	2 1		1 級河川 2 級河川 海 岸	385,470 209,920 27,669			

削除

追加

新頁

旧

新

209
第3表

重要水防箇所一覽表

資料編

第3表 重要水防箇所一覽表

県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。

表 .3-1 静岡県重要水防箇所一覽表 (河川海岸関係)

水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
下田	直轄(国)	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	6	6	5,120				6	5,120
熱海	直轄(国)	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	7	11	2,500				11	2,500
沼津	直轄(国)	5	90	59,158				90	59,158
	県	19	22	28,424				22	28,424
富士	直轄(国)	1	22	11,425				22	11,425
	県	9	10	12,400				10	12,400
静岡	直轄(国)	2	78	35,065				78	35,065
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642
島田	直轄(国)	1	51	23,255				51	23,255
	県	20	36	31,140				36	31,140
袋井	直轄(国)	6	137	79,275				137	79,275
	県	19	24	25,190	1	1	4,578	25	29,768
浜松	直轄(国)	1	77	50,790				77	50,790
	県	15	26	57,355	2	2	5,904	28	63,259
小計	直轄(国)	16	455	258,968	0	0	0	455	258,968
	県	104	147	181,329	5	5	25,924	152	207,253
計		120	602	440,297	5	5	25,924	607	466,221

注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。

〔箇所数、延長等の変更〕

第3表 重要水防箇所一覽表

県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。

表 .3-1 静岡県重要水防箇所一覽表 (河川海岸関係)

水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
下田	直轄(国)	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	6	6	5,120				6	5,120
熱海	直轄(国)	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	7	11	2,500				11	2,500
沼津	直轄(国)	5	93	58,439				93	58,439
	県	19	22	28,424				22	28,424
富士	直轄(国)	1	22	11,425				22	11,425
	県	9	10	12,400				10	12,400
静岡	直轄(国)	2	90	35,805				90	35,805
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642
島田	直轄(国)	1	55	21,685				55	21,685
	県	20	36	31,140				36	31,140
袋井	直轄(国)	6	139	79,675				139	79,675
	県	19	24	25,190	1	1	4,578	25	29,768
浜松	直轄(国)	1	81	51,230				81	51,230
	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609
小計	直轄(国)	16	480	258,259	0	0	0	480	258,259
	県	104	147	183,679	5	5	25,924	152	209,603
計		120	627	441,938	5	5	25,924	632	467,862

注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。

新頁	旧										新														
214 第3表 重要水防箇所一覽表	資料編										(重要水防箇所の変更 直轄河川の変更代表例)														
	表 .3-4-1 直轄 (国管理) 区間重要水防箇所 (沼津水防区)										表 .3-4-1 直轄 (国管理) 区間重要水防箇所 (沼津水防区)														
	対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名 郡市 区町 大字			左右岸	延長 (m)	位置 (自~至)	重要度	注意を要する理由	対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名 郡市 区町 大字			左右岸	延長 (m)	位置 (自~至)	重要度	注意を要する理由	
	1	一級	狩野川	狩野川	外原第二樋管付近 駿東郡 清水町 とくら徳倉			左	214	5.6K+99m 5.8K+116m	A	暫定堤防	1	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町 とくら徳倉			左	328	6.6K+96m 7.2K-15m	A	暫定堤防	削除 旧2
	2	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町 とくら徳倉			左	328	6.6K+96m 7.2K-15m	A	暫定堤防	2	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋付近 駿東郡 清水町 とくら徳倉			左	207	7.6K+124m 7.8K+85m	A	暫定堤防	削除 旧3
	3	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋付近 駿東郡 清水町 とくら徳倉			左	207	7.6K+124m 7.8K+85m	A	暫定堤防	3	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町 ながさわ長沢 かきた柿田			右	604	5.0K+115m 5.8K+146m	A	暫定堤防	削除 旧5
	4	一級	狩野川	狩野川	カンスホ-1付近 伊豆市 しゅぜんじ修善寺			左	120	27.2K 27.2K+120m	A	すべり破壊	4	一級	狩野川	狩野川	東レプラスチック精工 三島工場付近 駿東郡 清水町 かきた柿田			右	142	6.0K+83m 6.2K+59m	A	暫定堤防	削除 旧6
	5	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町 ながさわ長沢 かきた柿田			右	604	5.0K+115m 5.8K+146m	A	暫定堤防	5	一級	狩野川	黄瀬川	J東海道本線上流 駿東郡 長泉町 ほんじゆく本宿			左	189	2.0K+87m 2.2K+103m	A	河積不足	削除 旧7
	重要度A小計				河川: 5箇所				1,804																
	1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市 がいゅうどうえがわ我入道江川 にしじまちょう西島町			左	220	0.6K+113m 0.8K+108m	B	河積不足	1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市 がいゅうどうえがわ我入道江川 にしじまちょう西島町			左	220	0.6K+113m 0.8K+108m	B	河積不足	削除 旧3
	2	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上流~永代橋下流 沼津市 がいゅうどうえがわ我入道江川町 よしだちょう吉田町			左	1,211	0.6K+113m 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性	2	一級	狩野川	狩野川	にしじまちょう西島町 沼津市 よしだちょう吉田町			左	195	1.2K+93m 1.4K+103m	B	堤防の脆弱性	追加
	3	一級	狩野川	狩野川				左	204	1.0K+112m 1.2K+93m	B	河積不足	3	一級	狩野川	狩野川	よしだちょう吉田町 沼津市 よしだちょう吉田町			左	168	1.6K+92m 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性	追加
	4	一級	狩野川	狩野川				左	170	1.8K+77m 2.0K+94m	B	河積不足	4	一級	狩野川	狩野川	よしだちょう吉田町 沼津市 よしだちょう吉田町			左	170	1.8K+77m 2.0K+94m	B	河積不足	追加 旧4

新頁	旧	新
----	---	---

298
第 3 表
重要水防箇所一覽表

資料編

表 .3-9-2 県管理区間重要水防箇所 (浜松水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
浜-1	一級	天竜川	安間川	安間川橋～市野橋	南区～	いいだちよう飯田町	左右	4,801	3.2K+19m }	A	断面狭小
				浜松市	東区	いちのちよう市野町			8.0K+20m		
浜-2	二級	馬込川	馬込川	三合橋～新橋		うちの内野	左右	300	18.3K+50m }	A	断面狭小
				浜松市	浜北区	こまつ小松			18.6K+50m		
浜-3	二級	馬込川	芳川	丸塚橋～今枝染工棟		まるつかちよう丸塚町	左右	287	9.2K+33m }	A	断面狭小
				浜松市	東区	かみあらやちよう上新屋町			9.5K+20m		
重要度 A 小計				河川：3箇所				5,388			
浜-4	一級	天竜川	水窪川	水窪橋下流 300m～翁川合流点		みさくぼちようおくりようけ水窪町奥領家	左右	1,600	16.9K }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				18.5K		
浜-5	一級	天竜川	気田川	豊岡橋上流～県道水窪森線交点		はるのちようとおかえつた春野町豊岡植田	左右	1,020	30.4K+89m }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				31.5K+09m		
浜-6	一級	天竜川	杉川	篠原橋上流～林道新仙郷橋		はるのちようとおかしのほら春野町豊岡篠原	左右	950	0.5K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				1.5K		
浜-7	一級	天竜川	米沢川	米沢橋上流 230mから上流へ		みなざわ米沢	左右	250	0.5K+50m }	B	越水
				浜松市	天竜区				0.8K		
浜-8	一級	天竜川	安間川	市場橋～安間川橋		しんがいちよう新貝町	左右	969	2.2K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	南区	いいだちよう飯田町			3.2K+19m		
浜-9	一級	天竜川	安間川	市野橋～万斛橋		いちのちよう市野町	左右	3,330	8.0K+20m }	B	断面狭小
				浜松市	東区	なかごありちよう中郡町			11.3K+50m		
浜-10	二級	馬込川	馬込川	河口～三合橋	南区	えのしまちよう江之島町	左右	18,350	0.0K }	B	断面狭小
					浜北区	うちの内野			18.3K+50m		
浜-11	二級	馬込川	馬込川	新橋～緑花木センター		こまつ小松	左右	4,580	18.6K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	浜北区	しんばら新原			23.2K+30m		

重要水防箇所の変更
安間川において、重要水防箇所を延伸

表 .3-9-2 県管理区間重要水防箇所 (浜松水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
浜-1	一級	天竜川	安間川	安間川橋～市野橋	南区～	いいだちよう飯田町	左右	4,801	3.2K+19m }	A	断面狭小
				浜松市	東区	いちのちよう市野町			8.0K+20m		
浜-2	二級	馬込川	馬込川	三合橋～新橋		うちの内野	左右	300	18.3K+50m }	A	断面狭小
				浜松市	浜北区	こまつ小松			18.6K+50m		
浜-3	二級	馬込川	芳川	丸塚橋～今枝染工棟		まるつかちよう丸塚町	左右	287	9.2K+33m }	A	断面狭小
				浜松市	東区	かみあらやちよう上新屋町			9.5K+20m		
重要度 A 小計				河川：3箇所				5,388			
浜-4	一級	天竜川	水窪川	水窪橋下流 300m～翁川合流点		みさくぼちようおくりようけ水窪町奥領家	左右	1,600	16.9K }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				18.5K		
浜-5	一級	天竜川	気田川	豊岡橋上流～県道水窪森線交点		はるのちようとおかえつた春野町豊岡植田	左右	1,020	30.4K+89m }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				31.5K+09m		
浜-6	一級	天竜川	杉川	篠原橋上流～林道新仙郷橋		はるのちようとおかしのほら春野町豊岡篠原	左右	950	0.5K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	天竜区				1.5K		
浜-7	一級	天竜川	米沢川	米沢橋上流 230mから上流へ		みなざわ米沢	左右	250	0.5K+50m }	B	越水
				浜松市	天竜区				0.8K		
浜-8	一級	天竜川	安間川	市場橋～安間川橋		しんがいちよう新貝町	左右	969	2.2K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	南区	いいだちよう飯田町			3.2K+19m		
浜-9	一級	天竜川	安間川	市野橋～瑞国橋		いちのちよう市野町	左右	5,680	8.0K+20m }	B	断面狭小
				浜松市	東区	かさいかみまち笠井上町			13.7K		
浜-10	二級	馬込川	馬込川	河口～三合橋	南区	えのしまちよう江之島町	左右	18,350	0.0K }	B	断面狭小
					浜北区	うちの内野			18.3K+50m		
浜-11	二級	馬込川	馬込川	新橋～緑花木センター		こまつ小松	左右	4,580	18.6K+50m }	B	断面狭小
				浜松市	浜北区	しんばら新原			23.2K+30m		

資料編における、水防管理団体数並びに出動可能人員、重要水防箇所、水防倉庫及び水防用資機材備蓄状況、県輸送車及び作業車の配置状況、組織名称、職名、電話番号及び表の統合等、その他の軽微な変更は省略。(3月 1日時点における新旧対照表としています。承認後、組織改編等の軽微な変更があった場合には、事務局で更新作業を行います。)